



第1章

みどりの基本計画
の概要

第1章 みどりの基本計画の概要



1-1 みどりの基本計画とは

(1) みどりの基本計画とは

みどりの基本計画とは、都市緑地法^{*}に基づき、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して地域の特性を踏まえ、将来像、目標、施策などを総合的に定める計画です。

本計画では、市内のみどりの現況を把握し、都市公園^{*}や緑地の整備・保全、緑化の推進をはじめとして、公共施設や民有地の緑化の推進などを行うための、みどりに関する総合的な指針を提示します。

(2) 計画見直しの背景と趣旨

本市では、平成26年に「東松山市みどりの基本計画」を策定し、「生命を育む豊かなみどりを 未来へつなぐ まちづくり」を基本理念とし、「ふるさとの豊かなみどりを守る」「まちなかに潤いあるみどりを創る」「生命を育むみどりと親しむ」の3つの基本方針に基づき、みどりのまちづくりを推進してきました。

この間、地球温暖化問題、大規模災害の発生、少子高齢化の進行、土地区画整理事業の進捗に伴う高坂地区の人口増加、民間活力を最大限活かして緑・オープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを目的とした平成29年の都市緑地法等の緑地に関する法改正が行われるなど、みどりを取り巻く環境や社会情勢が大きく変化しました。

また、本市においては、「第五次東松山市総合計画^{*}」及び「東松山市都市計画マスター プラン」の策定などにより、まちづくりの方針も改められています。

このような背景から、本市を取り巻く諸課題を整理したうえで、より現状に即した計画とするため、「東松山市みどりの基本計画」の見直しを行いました。

(3) 本計画で対象とするみどり

本計画で対象とする「みどり」とは、樹木や草花など植物そのものだけでなく、樹林地^{*}や農地、公園、水辺、河川など、自然要素全体を指します。大きく、「緑地」と「緑地以外のみどり」の二つに分かれます。

そのうち、「緑地以外のみどり」は、住宅の庭や生垣など、個人が所有し管理するものや、街路樹などの道路の植栽などがあります（図1-1）。

一方、「緑地」は、都市緑地法第3条より「樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で若しくは一体となって、又はこれらに隣接している

^{*}都市緑地法（P78）^{*}都市公園（P78）^{*}第五次東松山市総合計画（P77）^{*}樹林地（P76）

土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているもの」となっています。「緑地」は、都市公園など境界を決めて整備されている「施設緑地」とみどりに関連する法律などで区域が指定されている「地域制緑地など」、「その他の緑地（施設緑地、地域制緑地などのどちらにも属さないもの）」の3種類に大別できます（図1－2）。本計画では「農地」も含めるものとします。

なお、「みどり」の表記にあたっては、本計画で対象とするみどりに水辺や河川などを含み、対象を広く捉えていることから、本計画においては平仮名の「みどり」を使用することにしました。よって計画名称も「東松山市みどりの基本計画」とすることにしました。

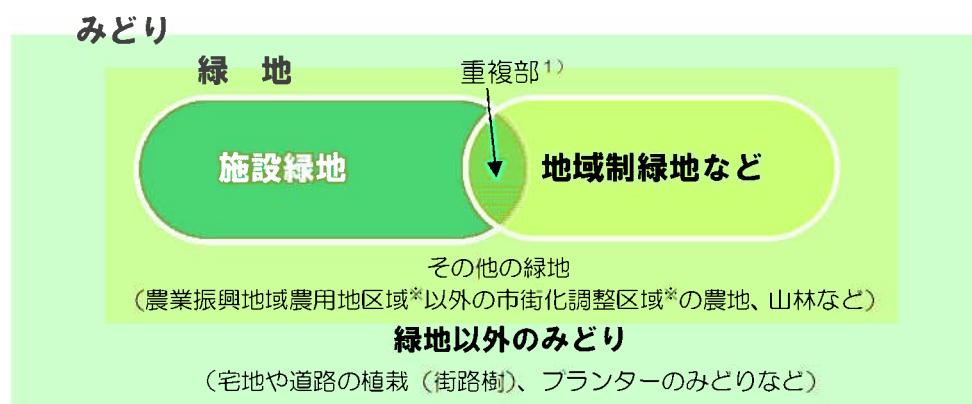


図1-1 本計画で対象とするみどり

1)施設緑地であり、かつ地域制緑地や条例で定められている緑地で、自然公園※の区域に含まれる都市公園などがあります。

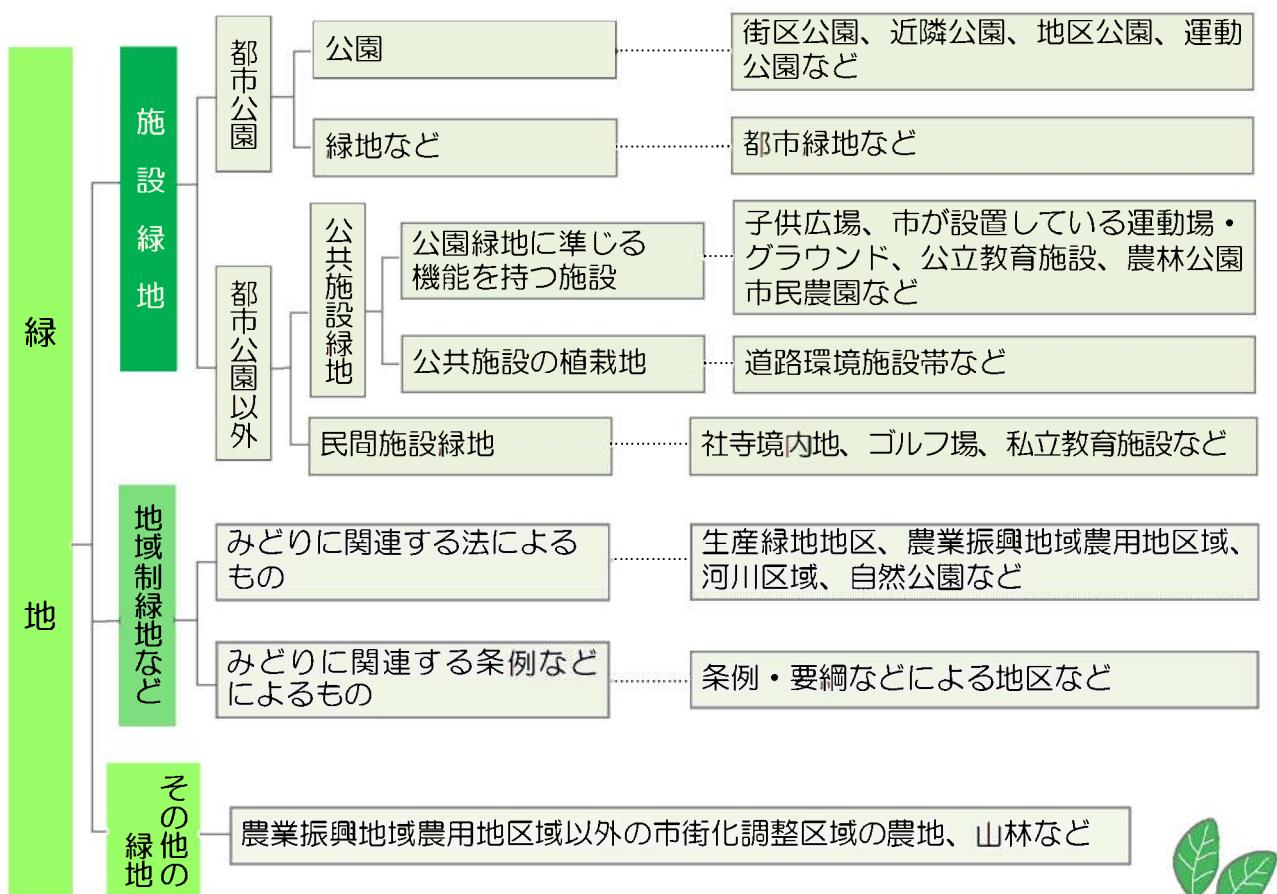


図1-2 緑地の体系

※農業振興地域農用地区域（P79）※市街化調整区域（P75）※自然公園（P75）



1-2 みどりの役割

都市のみどりは、優れた歴史的風土の維持や都市環境の維持改善などに資する「環境保全機能」、自然とのふれあいの場の創出などに資する「レクリエーション*機能」、自然災害の防止・緩衝などに資する「防災機能」、優れた眺望点の保全・創出や都市的景観の創出などに資する「景観形成機能」、優れた自然の維持や動植物の生態系*の確保などに資する「生物多様性の確保機能」といったグリーンインフラ*として多様な機能（役割）を持っています。

本計画では、以下の五つの機能を設定しました。

1. 環境保全機能

- 優れた歴史的風土を維持する
- 快適な生活環境を創り出し、都市環境を維持改善する
- 優れた農林業地を維持する



優れた歴史的風土の維持

2. レクリエーション機能

- 日常の生活範囲でのレクリエーションの場を創り出す
- 自然とのふれあいの場を創り出す
- 歴史的な文化とのふれあいの場を創り出す
- 地域の交流や、健康増進を図る場を創り出す



岩鼻運動公園

3. 防災機能

- 自然による災害を防ぎ、和らげる
- 人為による災害を防ぎ、和らげる
- 避難の際に役立つみどりを組織的に確保する



まちなかのオーブンスペース

4. 景観形成機能

- 優れた眺望が見られる場所を維持し、創り出す
- シンボルとなる場所を維持し、創り出す
- 都市的な景観を創り出す



都幾川の眺望

5. 生物多様性の確保機能

- 優れた自然を維持し、様々な生物が棲めるようにする



ホタルの自生地の維持

*レクリエーション (P80) *生態系 (P77) *グリーンインフラ (P75)

解説ページ 「生物多様性の確保」について

生物多様性とは

生物多様性は、平成4年に世界192か国で採択された生物多様性条約において、「全ての生物の間に違いがあること」と定義されています。

都市緑地法運用指針には「生物多様性の確保の視点」が設けられるとともに、生物多様性の確保に関する技術的な配慮事項が新たに作られ、以後、市町村がみどりの基本計画を策定する際には、生物多様性の確保への配慮が求められています。

なぜ必要な？

人は、生き物同士のつながりや、そこから得られる様々な恵みを消費・活用しながら日々の暮らしを営んでいます。とりわけ都市及び都市住民は、食料など自然からの恵みを消費する側であり、それらの恩恵をより多く受けていると考えられます。

近年、都市の開発や森林の伐採、オゾン層の破壊などの人による行為により、地球の温暖化とともに、稀少種^{*}の減少、及び外来種の増加が進行し、大きな問題となっています。

今後、豊かな自然を将来に継承し、私たちの暮らしを守るうえでも、生物多様性の確保は、まちづくりにおける最も重要な課題の一つです。

何をすればいいの？

「生物多様性の確保へ配慮する」とは、都市において開発行為を全てやめるということではありません。都市の発展において、時に樹林地の開発や樹木の伐採が必要になることもあります。生物多様性の確保への配慮では、出来る限り、みどりを守ります。

参考文献

- 1)国土交通省都市局、緑の基本計画における生物多様性の確保に関する技術的配慮事項（都市緑地法運用指針 参考資料）、平成23年10月
- 2)国土交通省都市局公園緑地・景観課、生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き、平成30年4月

^{*}※稀少種（P74）



1-3 東松山市における「みどりの基本計画」

本計画は、第五次東松山市総合計画と東松山市都市計画マスタープラン※のもとに位置付けられ、東松山都市計画区域※の整備、開発及び保全の方針、第3次東松山市環境基本計画※などの分野別の施策と整合を図り、具体的なみどりの保全・充実・育成の内容について方針を定めます。

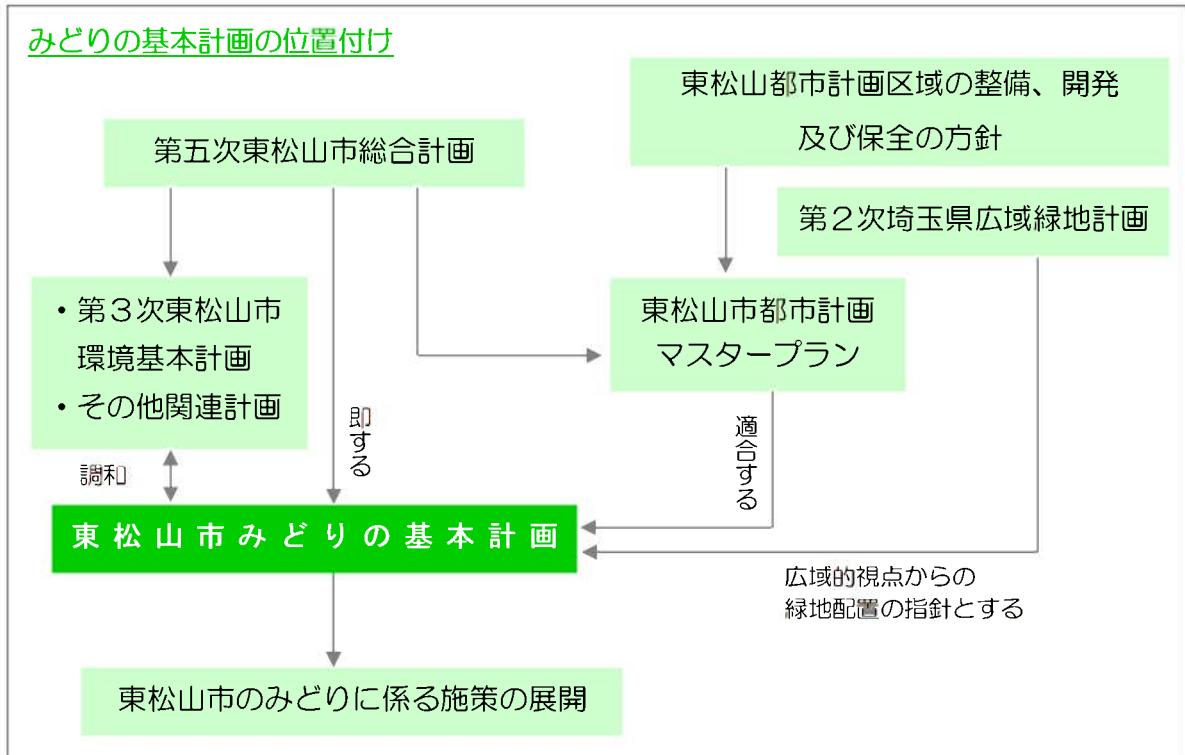
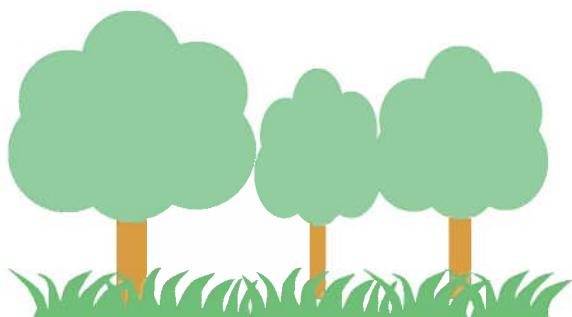


図1-3 東松山市みどりの基本計画の位置付け



※都市計画マスタープラン（P78）※都市計画区域（P78）※環境基本計画（P74）